

番号	区分	意見	回答
<b>一括伝送データの送信期限等</b>			
1	地方団体	<p>資料4 P. 3 一括伝送データの送信期限等（考え方）②</p> <p>○金融機関がeLTAXに送信する一括伝送データは、納税者が支払いを行った日の2営業日後までに送信することを標準スケジュールとする。ただし、金融機関におかれては、納税者の利便性向上の観点から、現行のMPN仕様を踏まえ、利用者が支払いを行った日の翌営業日中までに送信することに努めていただきたい。</p> <p>-----</p> <p>納税者が支払いを行った日の2営業日後までに送信することを標準スケジュールとすることで、本県の場合、QRコードで効率化できるに関わらず、既存の紙やMPNに比べて消し込みできるタイミングが遅れることになります。収入の消し込みが遅れることにより、納税証明書の発行が遅れ、結果として車検を受けられるタイミングが遅れることや、納付催告や差押えなどの行き違いによるトラブルが発生する頻度が高くなります。</p> <p>金融機関においては、納税者利便を低下させないよう、資料ただし書きを踏まえて運用を検討いただきたい。また、地方税共同機構においては、地方団体の工夫次第で1日早く収入の消し込みが可能となるよう、収納データを受取った当日夕方頃（各団体の収入消込処理に間に合う時間帯）までに地方団体に送信いただくよう運用を検討いただきたい。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>金融機関及び地方税共同機構において、御指摘を踏まえた検討をお願いいたします。</p>
2	金融機関	<p>一括伝送データの送信日について、納税者が支払いを行った日の5営業日を超過する場合は、金融機関は地方団体に対し、その旨を連絡する（連絡方法は要検討）とされているが、金融機関が個々の地方団体に対して電話・電子メール等で当該連絡を行うことは双方にとって負担が大きいと思料される。</p> <p>5営業日を超過するようなケースとしては、大規模な自然災害が想定されるが、例えば、災害救助法が適用された災害の被災地域に所在する金融機関からの一括伝送データの送信期限については、これに限られないものとして金融機関での対応が可能となった段階で送信することを認める、あるいは、地方税共同機構において被災状況を踏まえつつ、“プラス●営業日”の猶予を認め、その点を金融機関・地方団体の双方に周知するなどといった特例対応についてもご検討いただきたい。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>第3回検討会にて議題とさせていただきます。</p>
3	金融機関	<p>「やむを得ず5営業日を超過する事情が発生した場合には、金融機関が該当地方団体に対し、その旨を連絡する」とされているが、金融機関が全国の地公体に連絡することは、負担が大きい。このため、地方税共同機構が間に入る仕組みを検討できないか。</p>	
4	地方団体	<p>資料4 P. 3 一括伝送データの送信期限等（考え方）②</p> <p>○営業店舗の地理的要因等により、一部の収納金について標準スケジュールに従って送信することが難しい場合、当該標準スケジュールに従うことが困難な案件のみに限り、納税者が支払いを行った日の5営業日後までに送信することとする。やむを得ず5営業日を超過する事情が発生した場合には、金融機関は該当地方団体に対し、その旨を連絡する（連絡方法等は要検討）。</p> <p>※全国に多数の店舗を有しているゆうちょ銀行については、例外的な取扱いを検討予定。</p> <p>-----</p> <p>ゆうちょ銀行様においては、現在、MPN一括伝送において、納税者が支払いを行った日の翌営業日後までに収納データの送信が実現できていると認識していますが、QRコードでは例外的な取扱いを検討する必要がある理由をお聞かせください。</p>	<p><b>【ゆうちょ銀行】</b> 既存のMPN一括伝送サービスにおいては、カク公帳票を郵便局の窓口端末機により収納処理しているため、翌営業日に収納データを送信しています。</p> <p>一方、郵便局が地方税統一QRコードの付された納付書により公金を収納した際は、収納後、納入済通知書を郵便を使って貯金事務センター（全国11か所）に送付し、貯金事務センターにおいてQRコードを読み取り、一括伝送データの作成・送信を行います。（現在のマル公と同様のスキーム）</p> <p>郵便局は全国に拠点があり、郵便を利用して納入済通知書を貯金事務センターに送付するため、日数を要するケースが多くあります。また、悪天候等により、郵便の到着が遅れるケースがあるため、全国一律でデータ送信期限が設定される場合は、収納日の2営業日後までのデータ伝送、5営業日を超過する場合の地方団体様への個別連絡は困難です。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
5	金融機関	<p>ゆうちょ銀行に対して例外的な取扱いを検討するのであれば、当該スケジュールを標準スケジュールとすることは想定し得ないのか※「全国に多数の店を有している」という点については理解するが、全国規模で展開している銀行はあり、離島等に支店を持つケースもあり得るところ、ゆうちょ銀行のみ特例とする必要性について確認したい趣旨。</p> <p>また、「やむを得ず5営業日を超過する事情が発生した場合には、金融機関が該当地方団体に対し、その旨を連絡する」とされているが、金融機関が全国の地公体に連絡することは、負担が大き、「（連絡方法等は要検討）」とされているところ、例えば、地方税共同機構が間に入る仕組みは検討できないか。</p>	<p><b>【事務局】</b> ゆうちょ銀行においては全国に、かつ、都市部か否かにかかわらず多数の店舗を有しており、現行の収納事務（マル公）における実態を考慮すると、原則どおりの対応が困難な事案が相当程度発生することから、特例を設けざるを得ないものと考えております。</p> <p>他の金融機関におかれては、納税者への影響等を踏まえ、原則どおりの対応にご理解いただきますようお願いいたします。なお、金融機関から地方団体への連絡については、修正案を第3回検討会の議題とさせていただきます。</p>
6	金融機関	<p>ゆうちょ銀行に対して標準スケジュール以外の例外的な取扱いを検討するのであれば、ゆうちょ銀行のスケジュールを標準スケジュールとすべきではないか。</p>	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第2回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
<b>納付情報ファイルの送信</b>			
7	ベンダー	金融機関窓口で納付された場合、納付情報ファイル（納付日）は必ず入金日より前に地方団体へ送信されるのでしょうか。納付情報ファイル（納付日）と納付情報ファイル（入金日）が同日に送信されることは想定していません。同日に送信される場合、システム及び地方団体の運用を見直す必要があります。	【地方税共同機構】金融機関窓口での納付（地方税統一QRコードを活用した納付情報の連携）においても納付情報ファイル（納付日）は、地方団体への入金日より前に送信されます。
<b>納入済通知書・原符の保管・回付</b>			
8	地方団体	電子データでデータを保存する場合には、登録漏れがないかを確認する意味で収納金額と済通の金額を確認したうえで電子データの件数と済通の枚数が同じであることを確認して頂くことを条件とすれば自治体の理解を得やすいのではないのでしょうか。ご検討ください。	【事務局】各金融機関におかれては、御指摘を踏まえ、引き続き、適切な収納事務及び証拠書類の保管を行っていただくようお願いいたします。
9	金融機関	・納入済通知書記載事項（領収日付を含む）の情報については、「保管のフォーマットや形式は問わない」とされている。この点、納入済通知書を数日程度保管する手段の1つであるイメージデータについても同様に形式等は任意との理解でよいか。 この場合、上記の情報・イメージデータの保管にあたっては、自金融機関における電磁的記録の保存に係る内部規程等に則して適切に管理すればよいとの理解でよいか。 ・地方税統一QRコードの運用開始後も、現行の指定金融機関制度に基づく収納実務は残ると理解している。令和5年4月以降においては、①納入済通知書の回付を要するケースの場合は引き続き金融機関において原符の保管が必要となる一方で、②地方税統一QRコードでの納付の場合には原符の保管は不要となることから、原符の保管について実務上の混乱が生じるおそれがある。上記①の納付方法の場合、原符の保管は地方団体による消込みや検査等において必要であるとのことであるが、その保管の必要性について改めてご検討いただきたい。 仮に原符の保管が必要である場合においても、上記②における納入済通知書の原本またはイメージデータの保管期間と平仄を合わせてできる限り保管期間を短縮する、地方団体ごとに異なる保管期間を統一するなど、金融機関の負担軽減の観点から可能な方策についてご検討いただきたい。	【事務局】 ・数日程度保管が必要なイメージデータについては、納入済通知書本体をスキャンしたものなど、納入済通知書本体の情報が全て保管されることを想定しています。保管の形式は、地方団体からの照会に対応可能な限りにおいて任意です。 また、保管日数など、地方税共同機構で定める一括伝送方式事前取決事項において定める事項以外は、各金融機関における内部規定等に則して適切に管理いただくことで構いません。 ・指定金融機関制度等に基づく収納に係る証拠書類の取扱い等に関しては、今後も、各地方団体と金融機関の間での協議により決定していただくこととなりますが、その際には、本件における取扱いを参考にさせていただくことも考えられます。
10	金融機関	「※3 納入済通知書及び原符本体の双方を保管する必要性はないことから、納入済通知書を保管するルールとする。」により、原符は金融機関において保管不要と整理されましたが、地方団体が作成する地方税統一QRコードが付された納付書は、これまでどおり、原符が添付された3連式（①納入済通知書、原符、領収証書）のものが発行され（原符がない納付書は発行されない）、原符は金融機関の判断で、廃棄又は保管するとの理解でよろしいのでしょうか。	【事務局】納付書の様式については、各地方団体で判断されるものと考えています。地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納を金融機関窓口で行った場合、原符の取扱いについては、各金融機関において判断いただいて構いません。
<b>地方税統一QRコードの読取りテスト</b>			
11	地方団体	・本団体では、収納代行事務委託によりコンビニ収納を実施しているが、今回のQRコードの追加による帳票レイアウトの修正に伴い、コンビニ収納側でもコンビニ事業者ごとに読取りテストが必要になると考えている。 帳票の読取りテストに関する全体計画を策定する際には、この点についても計画の一部に含んでいただくように要望したい。 また、テストに要する費用についても、財政措置の対象となるよう要望したい。	【事務局】本検討会の構成員である日本代理収納サービス協会に対し検討を依頼しており、その結果については情報共有いたします。
12	地方団体	・本団体では、納付書にマル公様式を利用しているため、帳票レイアウトに修正が生じた際は指定金融機関とは別にゆうちょ銀行にも事前承認が必要となる。 同様の地公体は多数あると推測されるため、マル公様式の読取りテストについて、ゆうちょ銀行側で統一的なテスト手法、問合せ窓口等をご用意いただくなど、全国的に効率的なテストが実施できるよう計画に含めていただきたい。	【ゆうちょ銀行】マル公帳票については、当行の帳票作成基準を満たしており、かつQRコードが読取り可能なことを確認させていただきたいと考えております。 ご意見のとおり対象は、全国の地方団体様となることから、読取テストの実施方法については、当行単独のルールではなく、QRコード活用検討会において、地方団体様、指定金融機関様等と、整理していくものと考えます。 また、読取りテストに関する問合せ窓口を新たに設けることはできません。 ご了承ください。 【事務局】第2回、第3回で議題としている金融機関における読取りテストについては、ゆうちょ銀行を含む全金融機関が対象と考えております。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第2回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
13	金融機関	地方税統一QRコード規格に関する検討会取りまとめにおいて示された要件に則して適切にQRコードが付されるよう、地方団体及びそのベンダーにおいて十分な検証が行われることを前提に、金融機関における読取りテストは、指定金融機関は必須としつつも、収納代理金融機関等にはテスト用のQRコードを送付するものの、テストの要否はその取扱件数や自金融機関におけるQRコードの読取り方法を踏まえ、柔軟に判断してよいとの取扱いとしたい。	【事務局】 いただいたご意見を踏まえ、第3回検討会にて再度議題とさせていただきます。
14	金融機関	・読取りテストに関して、その効果は維持する必要がある理解だが、金融機関・地方団体の双方に負荷が掛かるところ、可能な範囲で効率化を図る必要がある認識である。この点、例えば、「納付書」の種類によって、テストに関する考え方が異なることは想定され、特に、MPN標準帳票については、その規格やQRコード印字位置も定まるところ、テストは最小限で問題ないという整理もあり得るのではないか。 ・また、納付書の種類（カク公・MPN帳票・独自）以外にも、金融機関における読取手法（事務センター／営業店窓口）によって、考え方を考えるということも想定され、窓口でハンドスキャナー等により読取を行う金融機関においては、QRコードの印字品質が保たれていることを地方団体において確認いただく前提のところ、最小限のテストで問題ないという整理もあり得ると考える。	
15	金融機関	資料にも記載のとおり、「全金融機関が、全地公体が発行するQRコード付き納付書について読取りテストを行うこと」は現実的ではない。 このため、「納付書」については、ペイジー標準帳票以外の独自帳票のみを金融機関による読取りテストの対象とし、ペイジー標準帳票はベンダーでテストを行う（金融機関によるテストを不要とする）こととしてはどうか。 また、「金融機関」については、指定金融機関が代表してテストを行うこととしてはどうか。	
16	地方団体	①「各地方団体は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関に指定している全金融機関に対し、地方税統一QRコード付きの納付書を送付する（送付枚数等は、各金融機関から各地方団体に伝達）。」とご記載がありますが、全銀協様にて取りまとめて頂けるのでしょうか。 （当団体の収納代理金融機関数は非常に多く、全金融機関と個別に調整することは非現実的と考えております。） ②「指定金融機関等において読取り可能であることの確認ができた場合、一般的に読取り可能な納付書であり、また、当該金融機関は他地方団体分も読取り可能とみなし、その他の金融機関における読取りテストは不要とする。」とご記載がありますが、当団体は指定金融機関に確認してもらえば、他の金融機関（ゆうちょ銀行含む）は確認不要ということでしょうか。 ③読み取りテストに係る費用は金融機関側と地方団体で個別に調整する必要があるかご教授ください。	【事務局】 ①第2回検討会後の構成員からの意見を踏まえ、地方団体から指定金融機関に対して納付書を送付することとしており、送付枚数等については各地方団体と金融機関が個別に調整することを想定しています。 ②双方の合意により、追加的な読取りテストを行うことは可能ですが、指定金融機関が確認することで、他の金融機関における確認は不要とすることを原則としています。 ③テスト用帳票を準備し、金融機関へ送付するまでは地方団体の負担において行い、それ以降は金融機関側での負担において行うことを想定しています。
17	ベンダー	金融機関によるQRコードの読取りテストについて、テストの条件（準備する納付書の枚数や金額のパターンなど）を統一していただきたいです。	【事務局】 読み取りテストの条件等については、各金融機関の実情によって異なることが想定され、統一的な条件等をお示しすることは難しいと考えております。
18	ベンダー	資料の中で「各地方団体は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関に指定している全金融機関に対し、地方税統一QRコード付きの納付書を送付する」とありますが、ゆうちょ様に対してもQRコードの読取テストを実施する理解でよろしいでしょうか。	【ゆうちょ銀行】 QRコード活用検討会での読取りテストの実施方法の整理に従う前提ですが、当行でも、別途お示しする確認観点を満たすテスト等は実施させていただきたい考えです。 テストの詳細、時期等は決定次第、別途、お知らせいたします。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第2回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
<b>QRコード読取エラー時の処理方法</b>			
19	地方団体	・QRコード破損等により読み取りができない納付書が発生した場合、本市は、令和8年1月までは、本市のシステムでQRコードを生成することができないため、83桁情報による対応になります。	【事務局】 いただいたご意見を踏まえ、第3回検討会にて議題とさせていただきます。
20	地方団体	①QRコード破損時の対応について以下ご教授ください。 <一括伝送時におけるQRコード破損時の対応> QRコード破損等による読取エラー時の処理方法について、QRが読み取れなかった際には、納入済通知書に印字された統一納付書番号等の入力による対応が可能かご検討頂くことが望ましいと考えます。 なお、既にMPN帳票を利用している地方団体においては、統一納付書番号を印字せず既存の収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分を統一納付書番号に読み替えての対応を検討していますが、その場合でも対応して頂けるよう併せてご検討ください。  <窓口におけるQRコード破損時の対応> 当該資料においては、一括伝送時にQRコードが読み取れない場合のみを検討されていますが、金融機関窓口にてQRコードが破損していた場合の対応も検討する必要があると考えます。この点、納入済通知書に印字された統一納付書番号等の入力による対応が可能となれば、窓口にて納付ができないといったことがないと考えます。 (例) 地方団体の指定金融機関等以外の金融機関の窓口で支払いを行う場合にQRコードが破損していたケース  ②金融機関様で新たに調達する一括伝送対応のQR読取機器ではQR読込以外の入力手法を想定されているかご教授ください。 一括伝送の仕様として、QR読取以外の入力可能な場合は、例えば、MPN一括消込データのデータレコード内でQR読込分と手入力を分けて登録することは可能かご教授ください。	
21	地方団体	資料4 P. 6 QRコード破損等による読取エラー時の処理方法（考え方） ○QRコードの破損等によりQRコードの読取りができない場合の取扱いについても、紙のやり取りを避け、可能な限り簡素な方式とすることが重要であり、次のとおり取り扱う。 ・当該地方団体は、当該読取りができない納付書に係る地方税統一QRコードを生成し、当該金融機関に対し、当該QRコード及び83桁情報（格納項目の項番04-1から04-15）を受信した電子メールに返信するかたちで送付する。 ・金融機関は、受信した情報をもとに一括伝送データを作成し、eLTAXに送信する。  ----- 金融機関、団体双方の負担軽減のため、次の事務フローを提案します。  地方税共同機構は、納付書に記載された払込金額、税目・料金（納付区分）、案件特定キー、確認番号及び団体番号（税務事務所コードは、納付書から判別しにくいこと及び通常のものとは区別するため999等を固定で設定）を入力することで、地方税統一QRコードが生成できるツールを金融機関向けに提供する。 金融機関は、当該ツールを利用して地方税統一QRコードを生成し、これを利用してeLTAXに一括伝送データを送信する。	
22	地方団体	第2回検討会において、資料4の6ページQRコード破損等による読取エラー時の処理方法について、金融機関との調整方法についての質疑がありましたが、それに関連する意見です。 案件特定キーとQRコードはそれぞれの納付書固有のものであり、当市では、まったく同一の83桁情報及びQRコードの再生成できる機能は現状では用意できる見込みがありません。 よって、同内容の納付書（QRコード）の再発行による対応で可とさせていただきたいです。（消込を行う側としては再発行納付書情報による消込でも問題ありません。）	
23	地方団体	QRコード破損等による読取エラー時の処理方法について、検討会で他自治体からも意見があったとおり、資料に記載の方法は金融機関・自治体双方にとって事務負担が大きいのと考えます。特に、特定の自治体のQRコードが印刷の不具合によりすべて読取できない場合等には、記載の方法による処理は現実的ではない。 代替案として、金融機関から自治体へ電話連絡をしたうえで、従来どおり納入済通知書を回付するという方法を基本とすることを提案したい。ただし、QRコード対応に伴い、納入済通知書からOCR読取コードを削除する自治体もあると認識しており、一律的な対応には課題が残る。	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第2回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
24	地方団体	<p>QR破損時等の取扱いについては、資料のとおり案あれば、自治体の収納システム内部にデータが格納されているとしてもQRを生成する作業も全ての自治体の担当者に対応させるためには、そのようにパッケージを改修しなければ現実的に難しいと考えます。そのためEUC機能を活用して案件特定キー、確認番号、納付金額の3点から83桁情報を抽出するSQLを作成しておくことを今回の改修等に合わせて各自体に要請しておき、金融機関へは83桁情報のみ送信する方法を提案いたします。（QRが必要な金融機関はお手数ですが金融機関で送信したデータからQRを生成して頂ければと思います。）</p>	<p>【事務局】いただいたご意見を踏まえ、第3回検討会にて議題とさせていただきます。</p>
25	金融機関	<p>QRコード破損等による読取エラーは、頻繁に発生するものではないと想定されるものの、電話・電子メールによる対応は、金融機関・地方団体の双方にとって負担が大きい。特に、中小規模の金融機関では事務センター等に納付書を集約する必要性が乏しいことから、営業店でQRコードの読取りを行うことも想定されるが、こうした金融機関においては、営業店単位で電子メールが使用できない（営業店に個別のメールアドレスが付与されていない、セキュリティ等の観点から認めていない）ことも間々あり、電子メールによる処理は困難な金融機関もある。</p> <p>そこで、例えば、①金融機関の営業店での読取りを行う場合において、破損等により読取り不可となった場合には、納税者に納付書を返却のうえ、納付書から地方団体に照会を行っていただくこととし、②金融機関の事務センター等で読取りを行う場合には、案件特定キーや確認番号など必要な情報をeLTAXに入力することにより、地方団体に必要な情報を連携できるようにする、あるいは、金融機関がeLTAXから情報をダウンロードして一括伝送方式により消込データを送信できるようにするなど、eLTAXプラットフォームとした方策についてご検討いただきたい。</p> <p>また、上記と併せて、金融機関の読取り場所に関わらず、指定金等となっている金融機関においては、既存の収納方法（納付書の回付・バーコード読み取り等）を柔軟に活用することにより対応することでも良いとの取扱いをしていただきたい。</p> <p>なお、第1回の本検討での議題とされた「伝送データから課題案件の特定が困難な場合の取扱い」についても、電話・電子メール等によるものではなく、上記②のeLTAXプラットフォームとした方策により、金融機関・地方団体の双方にとって負担のない方法をご検討いただきたい。地方税統一QRコードの運用開始までに、こうした対応が困難な場合は、少なくとも、電話による対応は聞き違い等による事務ミスの温床となることを念頭に置きつつ、地方団体ごとに連絡の手段・内容等が異なることがないように統一的な取扱いをご検討いただきたい。</p>	
26	金融機関	<p>エラー時の処理方法については、現在提示されている案のほか、別の案を検討したことから、別紙を提出させていただく。</p> <p>なお、別紙の内容に関しては、以下の点に留意いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶あくまで事務センターにおいて処理することを前提に、プレストとして作成したものであり、営業店窓口において読取を行う場合の運用については、別途検討が必要となること。</li> <li>▶上記のとおり、プレストとして作成したものであることから、必ずしも金融機関における対応に関してフィジビリティの検証が完了しているものではないこと</li> <li>▶資料中、eLTAX（地方税共同機構）および地方団体に関する部分については、当方が知り得る範囲の情報から、一定の想定を置いて記載したものであり、その正確性を必ずしも保証するものではないこと</li> </ul> <p>また、通常時における読取エラー時の処理方法とは別に、例えば、読取り機が故障等し、物理的に対応が困難となった際のBCP・異例時処理の対応についても検討が必要ではないか（その際は、現行と同様に、紙の済通を回付するほかないかと思われる）。</p>	
27	金融機関	<p>QRコードの破損等によりQRコードの読取りができない場合の取扱いについて、その都度発行元の地公体へ電話連絡および電子メールにより照会のうえ対応する方法は、実務上現実的な取扱いではないと考える。運用開始前でエラー率等も不明ななかで、地公体および金融機関双方にかえて膨大な事務負担となることが想定される。</p>	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第2回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
28	金融機関	<p>営業店でQRコード読取りを行う場合、営業店から地公体へのメールや電話連絡は運用が困難。地公体から回答があるまで来店客を長時間待たせることにもなる。</p> <p>また、事務センターでQRコード読取りを行う場合、夜間作業で実施する想定だが、夜間作業の時間帯に地公体にメールと電話連絡をしても地公体は回答できないのではないか。</p> <p>以上の理由から、QRコード読取りができない納付書は、一括消込データの作成対象外とし、従来通り納付済通知書（紙）を回付する次の取扱いを認めていただきたい。</p> <p>&lt;指定金先の納付書&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務センターより、納付済通知書を該当地公体宛に送付する（現状の一括伝送方式において、ページOCR読取りでエラーが発生した場合と同様）。</li> </ul> <p>&lt;指定金先以外の納付書&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務センターより、納付済通知書を該当地公体の指定金に送付する（現状の指定金先以外の地公体の納付書を受け付けた場合と同様）。</li> </ul> <p>また、現在、指定金先・収代先ではない地公体の納付書を受け付けた場合、振込と同様に5万円超の領収書に印紙貼付を行っているが、QRコード付納付書の領収書への印紙貼付の可否について明確化していただきたい。</p>	<p>【事務局】いただいたご意見を踏まえ、第3回検討会にて議題とさせていただきます。</p>
29	金融機関	<p>資料で示された処理方法では、読取りエラーの発生時に、金融機関から該当地公体にメール送信と電話連絡を行い、地公体の回答を待って改めて読取りを行うことになる（店頭で読取りを行う金融機関では、納税者を待たせることになる）。</p> <p>できるだけQRコードを利用するという理念には賛同。しかし、金融機関、地公体、納税者のそれぞれにとって負担が大きいため、ケース・バイ・ケースで、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①統一QRコード無しの納付書として処理、</li> <li>②ページ収納用コードやバーコードが利用できればそれで処理、</li> <li>③納税者から地公体に納付書を再発行してもらって改めて処理</li> </ol> <p>など、他の方法も許容すべきではないか。</p> <p>また、金融機関から地公体への連絡については、地方税共同機構が間に入る仕組みを検討できないか。</p> <p>また、本件に関して1点質問であるが、統一QRコード、ページ収納用コード、バーコードが併記された納付書を金融機関の窓口で受け付けた場合、どのコードを読み取るかは金融機関の任意と考えてよいか。</p>	
30	金融機関	<p>読取り機器の故障が低頻度とはいえ想定される（特にセンター集中読取りの場合、影響件数が大きくなる）。QRコード自体は壊れておらず読めるが、各行側の事情で読取りできない場合に、QRコードなしの「済通」と同様に現行の紙現物を持ち出す方法を取ってもよいか。</p> <p>それとも、遅れてでも一括伝送データのルートに載せるべきか（紙現物でなくあくまでQRコードで対応するか）</p>	
31	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提示されている方法は現実的に金融機関・地方団体ともに困難と思われる。これ以上新規の運用を増やさないとという観点から、読み取りできない場合は、現行通りの処理方法（eLTAXを通さずに済通を送付）でいいのではないか。             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 例えば、営業店窓口での対応する場合、金融機関によっては、営業店内にメールが使用できる端末が制限されている場合もあり、お客様をお待たせせずに迅速な対応をとれないおそれがある（そういった金融機関の場合、メールを本部で受領し、営業店へ連携する等、複雑な運用になる可能性がある）。</li> </ul> </li> <li>・仮に現行通りとしない場合でも、案件特定キーの入力等、極力すでに見えている仕組みを使って、人力に頼らない方法を模索するべきと考える。</li> <li>・例えば納税者が自身のスマホ等で何らかのアプリや自治体等のインターネット上のサイト内にユニークな番号を入力することで納付書と同じQRコードを表示できるような仕組みがあれば、営業店の勘定系端末やタブレット等でQRコードの読み取りを行うことも可能なのではないか。             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ ただし、事務集中センター方式の場合の対応等も含め、フィージビリティは検討できていない、アイディアベースの意見であることはご容赦いただきたい。</li> </ul> </li> </ul>	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第2回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
32	ベンダー	QRコードの破損の原因について、今回、マルペイ帳票のQRコード印字箇所が、領収印欄の下部であるため、金融機関が領収印を押下時に誤ってQRコード欄に押しつけてしまっ読めない可能性が考えられます。 また、QRコードの破損時の運用について、現在想定されている運用では金融機関・自治体双方の手間となり、消込データのタイムラグが発生することが想定されます。 共通のツール（エクセル等）を作成し、金融機関に配布いただき、金融機関にて団体コード、案件特定キー、確認番号、納付日など情報を入力し、手入力したことが判るフラグを設定いただくことで、自治体側で消込エラーとなった場合でも、対象金融機関への問い合わせがスムーズに行えるのではないかと考えます。	【事務局】 いただいたご意見を踏まえ、第3回検討会にて議題とさせていただきます。
<b>支払期限経過後の取扱い</b>			
33	金融機関	第1回QRコード活用検討会資料資料3 P4 「eLTAX操作による納税やスマホ納税において、当該期限後は、収納を受け付けない（納付エラー）とする想定。」とありますが、こちらは決定事項との理解でよろしいでしょうか。（システム開発の要件となっている事項のため、早期に結論を確認したいものです。）	【地方税共同機構】 ご質問の「当該期限」は、地方税統一QRコードに格納される「支払期限」のこととしてご回答いたします。 また、ご質問の趣旨が以下の点である前提でご回答いたします。 ・金融機関固有のアプリ等により地方税統一QRコードを活用した電子納税に対応される予定である。 ・この際に、当該固有アプリ分についても一括伝送方式により地方税共同機構へ収納情報を送信することを予定している。 ・当該固有アプリに係る開発の要件事項となるため早期に支払期限の取扱いについて結論を得たい。  支払期限経過時に納付エラーとすることについては、決定事項としてご理解いただいで差し支えありません。 地方団体は地方税統一QRコードを納付書に印刷する際に、「支払期限」を設定することとしており、これは「納期限」とは別に当該地方税統一QRコード（の印刷された納付書）を使用して納付を行うことのできる期限として設定するものです。 金融機関窓口収納においては、窓口でQRコード読取が行えないケースを考慮し、地方税統一QRコードの支払期限に関わらず収納を受け付けることとされたものと理解しています。 一方で、金融機関窓口収納以外の収納チャネルについては、上記金融機関固有のアプリ等を含め、原則として、決済の前にQRコード読取が行われること等を前提に、地方税統一QRコードの支払期限を経過している場合には、収納を受け付けない（納付エラーとする。）ようにお願いいたします。
<b>eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段の拡大</b>			
34	地方団体	・機構指定納付受託者の中にコンビニ事業者も入る予定はあるか。 収納手段の多様化が進み周りの地方団体も既に収納手段を独自に拡大されています。今回の地方税統一QRコード活用の収納手段拡大を機に考えて行きたいと考えているところです。今回の機構指定納付受託者の中にコンビニ事業者の含まれているのでしょうか。今、わかっている段階での情報をお願いします。	【事務局】 現時点では、コンビニのPOSレジでQRコードを読むことができないと伺っており、制度創設当初にコンビニ事業者が機構指定納付受託者となることは想定していません。 将来的には、地方団体の意向を踏まえ検討することも考えられます。
35	地方団体	・令和4年度税制改正大綱において、固定資産税等への地方税共通納税システムの対象税目拡大に合わせて、スマートフォン決済アプリ、クレジットカード等による納付を可能とするための措置を講ずるということですが、本市を含む既にこれらの手段による納付方法を導入している団体にとっては、契約や予算要求などの点から影響が大きいものと思われるので、このことに関するアンケート等を各団体に実施した方がよいと思います。	【事務局】 円滑に新たな収納方法が開始できるよう、地方団体の御意見を伺いながら、制度周知の方法等を検討して参ります。
36	事業者団体	① 地方税共同機構から〇〇pay（スマホペイ事業者）等を指定し、納税者がQRコードをスマホカメラで読み込み地方税納付を行う場合、現在すでにサービス提供されている「請求書支払い」との整理説明を分かりやすく行い、利用者が同じ払込票に記載されているGS1バーコードをスキャンするのか、或いは新たに付与されたQRコードを読取るのかで混乱しないような取り組みが必要と考えます。 ② 同じく地方税共同機構から〇〇pay（スマホペイ事業者）等を指定し、納税者がQRコードをスマホカメラで読み込み地方税納付を行う場合、地方税共同機構がどのような手順・時間軸・経済条件で指定納付受託者を募集するのが重要と考えます。募集のやり方次第では、現在地方公共団体が私人委託により行っているコンビニ納税およびスマホペイ事業者の請求書支払いサービスに大きな影響を与える可能性があります。	【事務局】 ①いただいたご意見を踏まえ、周知等の検討を行ってまいります。  【地方税共同機構】 ②地方税共同機構からは〇〇pay等の各事業者を公募により指定する予定です。この際、どのような経済条件とするかなどの公募条件の詳細は現在検討中です。 令和5年4月からの収納チャネル拡大に向けた公募予定時期は、令和4年度の第1四半期を目途に予定しています。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第2回）への意見・回答

番号	区分	意見	回答
<b>帳票審査</b>			
37	地方団体	「帳票審査」について、内容をご教授ください。また、コンビニ収納代行業者とのバーコード読取テスト等を想定されているかご教授ください。 (コンビニ収納においては、QRの読取は実施されませんが、QRを印字するにあたり、プリンタ等の変更を行う地方団体においては、コンビニ収納によるバーコード読取を実施している場合、読取テストが必要なものと認識しています。)	【事務局】帳票審査の内容、スケジュール等については、個別の団体・金融機関ごとに必要な内容、期間等が異なると考えられます。スケジュールに記載の時期・期間を参考に、令和5年4月からの運用開始に間に合うように対応をお願いいたします。 なお、項番12及び19に記載のとおり、コンビニ事業者及びゆうちょ銀行における検討状況については、別途提示する予定です。
38	地方団体	資料4の9ページ「今後のスケジュール（想定）」について、R4年度6～8月地方団体の行に「帳票審査」がありますが、これは金融機関でのQRコードの読み取りテストも含む想定でしょうか。仮にそうであれば、それまでに案件特定キー等の採番ルール決定、QRコード生成、納付書レイアウト作成まで作業を終えている必要があり、困難です。 急ぎませんが、「帳票審査」の想定内容と時期を改めて提示していただきたいと思います。	
39	ベンダー	QRコード読取テストのスケジュールは、資料4 p.9の「帳票審査」（令和4年6月～8月）と考えておりますが、p.5のとおりQRコード読取テストの考え方が示されたことを受け、各自治体様における具体的な「テスト実施時期・開始時期確定の方針」、詳細の試験要領を早めにご提示いただくと、自治体様・ベンダ双方スムーズに試験準備が進められると考えます（できれば令和4年1月、2月を目標）。 自治体様の繁忙期（各税の当初課税等3月～7月を想定）がある中で、 ・試験用の用紙の準備（自治体様が準備。用紙業者との納期の調整が発生。） ・「帳票審査」に向けた各種システム改修帳票の確認（ベンダ・自治体様双方が確認） ・「QRコード対応版帳票プログラム」と試験用の用紙で帳票印刷位置を確認。 ※一括印刷委託している帳票は自治体様が一括印刷委託業者と印刷時期等調整の上で実施。 といった「帳票審査」実施に向けた事前準備があり、用紙業者や一括印刷委託業者などの外部との調整もあることから、各自治体様・ベンダ間でも早めにスケジュール調整が必要となるためです。 前述した「テスト実施時期・開始時期確定の方針」については、各自治体様の具体的な試験スケジュールを確定する観点で、令和4年6月～8月の期間内で、 ・実施時期・開始時期を各自治体様のご判断で指定金融機関様等と個別調整するのか（個別調整可能なものか）。調整はいつから開始できるか（いつ頃確定できるか）。 ・金融機関様等から各自治体様に対してご指定があるのか（例えば先行グループの自治体様、後発グループの自治体様等）。いつ示されるか（いつ頃確定できるか）。 のいずれとなるかについてもお示しいただくと進めやすいと考えます。	【事務局】各地方団体・金融機関において各種システム改修スケジュール等、個別の事情もあるものと考えられるため、QRコードの読取リテストについては、実施時期・開始時期を含め、各地方団体と指定金融機関との間で個別の協議を行っていただくことを想定しています。
<b>eLTAX連動試験</b>			
40	地方団体	「金融機関・MPN」におけるeLTAX連動試験について、当団体においては、eLTAXの連動試験は開発期間の関係から、eLTAX連動試験の予備期間である、R5.1月以降の対応を見込んでいます。 金融機関・MPNとの連動試験においては、10月と1月の2回となっていますが、仮に1月以降の試験希望金融機関がなかった場合には、金融機関・MPN → eLTAX → 地方団体の連動テストは実施できないということになるかご教授ください。 また、1月以降のテスト期間において、地方団体から指定金融機関と個別に調整を行い、連動テストを実施できるかも併せてご教授ください。	【地方税共同機構】試験期間については1月以降の期間も含めた計画を策定中です。 試験期間や実施内容については、今後詳細をお示しさせていただきますので、サービス開始に間に合うように試験対応をご計画いただくようお願いいたします。 なお、10月と1月に予定している「金融機関・MPNとの連動試験」については、地方団体の皆様には参加いただかない想定で計画を進めております。
<b>手数料</b>			
41	金融機関	・収納手数料の決定時期に関しては、会員行から関心が寄せられているところ、そのスケジュール感等について、提示が可能か検討いただきたい。	【地方税共同機構】収納手数料については現在検討中です。提示時期につきましては未定ですが、なるべく早いタイミングでお示しできるよう検討を進めてまいりますのでご理解ください。
42	金融機関	収納手数料の決定時期の目安を早めにお示しいただきたい。また、お示しいただけないのであれば、どのような課題があって決定に至っていないのか、理由をお教えいただきたい。	



番号	区分	意見	回答
<b>一括伝送方式導入後の現行の取扱い</b>			
43	金融機関	<p>・検討会資料4「運用開始に向けた課題について」のP2に「現行の地方税共通納税システム（～略～ オンライン方式を活用）においては、～略～ 一括伝送方式導入後も、引き続き現行の取扱いを継続する。」と記載されています。2023/4以降も既存のMPN（オンライン方式）は利用可能と理解しておりますが、認識相違ないでしょうか。</p> <p>・オンライン方式と一括伝送方式では、サービス仕様書「収納サービス」編-第4.7版のP9とP12を確認する限り、金融機関だけでなく地方団体の対応（基幹システムへの登録有無）も異なると理解しています。かかるなか、「一括伝送を中心とするが、既存のオンライン方式も認める」という案がご提示されています。「一括伝送を中心とするが、既存のオンライン方式も認める」とされた場合、どのような条件がこの対応の前提となるのでしょうか。</p>	<p><b>【地方税共同機構】</b> 地方税統一QRコード導入後も、「既存のMPN（オンライン方式）」（納税者の入力情報（申告税目の申告情報等）に基づき、地方税共同機構がMPN情報を発行し、納税者が当該MPN情報を利用して納税する方法）の利用は可能です。この点、地方団体が個別に契約するMPNにおいては、ページ対応ATMに納付書を直接持ち込むことによりオンライン方式による支払が可能です。地方税共同機構の契約するMPNにおいては、地方税共同機構を収納機関とするMPN情報を発行するためにeLTAXの操作が事前に必要となる点にご留意ください。</p> <p>また、規格検討会で議論したとおり、金融機関窓口収納においては、QRコード格納情報のみを活用して「オンライン方式」による情報のやり取りを行うことは困難であることから、「一括伝送方式」を採用することとされました。規格検討会の取りまとめを踏まえ、全ての金融機関において、一括伝送方式への対応を令和5年度から開始いただくことが必要であると理解しています。</p> <p>ただし、システム更改時期の都合等で、令和5年4月において一括伝送方式への対応が困難である金融機関におかれては、当座の対応として、例えば、窓口等にeLTAX操作による納税を可能とする端末を用意していただき、当該端末での納税者によるQRコード読取り・納付操作を行っていただくことも1つの方法としてあり得ると思われま。</p>
<b>納付可能な金融機関の周知</b>			
44	地方団体	<p>資料3-2 3-1、QR一括伝送方式の必要機能について</p> <p>・QRコードにより対応する場合は、いずれの地方団体の帳票も収納可能となります（共通納税システム経由の納付は指定金融機関制度の例外になる）</p> <p>・QRが印字されたMPN標準帳票が窓口を持ち込まれた場合（注）で、OCR情報やMPNのキー情報を利用して、OCR一括処理や窓口オンライン処理をするときは、引き続き、自機関が指定金融機関もしくは指定代理金融機関であることの確認が必要。</p> <p>-----</p> <p>納税者が混乱なく納税できるよう、納税通知書など、納付書には必ず納付可能な場所を記載しており、現在は、指定金融機関等の名称を列記しています。</p> <p>令和5年4月以降は、1000の金融機関名を列記することはできないため、QRコード付き納付書には、納付場所として「全国の金融機関」と記載するものと認識しています。</p> <p>今回のQRコードの、納税者のメリットは、全国の金融機関で納税できることだと考えていますので、この場合は指定金融機関等のみといった例外を設けず、シンプルに全国での納税が実現できるような仕組みとしていただきたい。</p> <p>また、それでもなお、全国の金融機関で納税できないパターンなどが残る場合には、地方税共同機構のホームページ等において、一括してその内容を掲載する（各団体は、当該ページへのリンク設定のみで納税者への周知を可能とする。）よう対応していただきたい。</p>	<p><b>【事務局】</b>全ての金融機関において、令和5年度から地方税統一QRコードに対応いただきたいと考えていますが、令和5年4月のサービス開始前の適宜のタイミングで、地方税共同機構より金融機関側の対応状況について周知される予定です。周知の方法については、ご意見も踏まえ、今後検討を行ってまいります。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第2回）への意見・回答

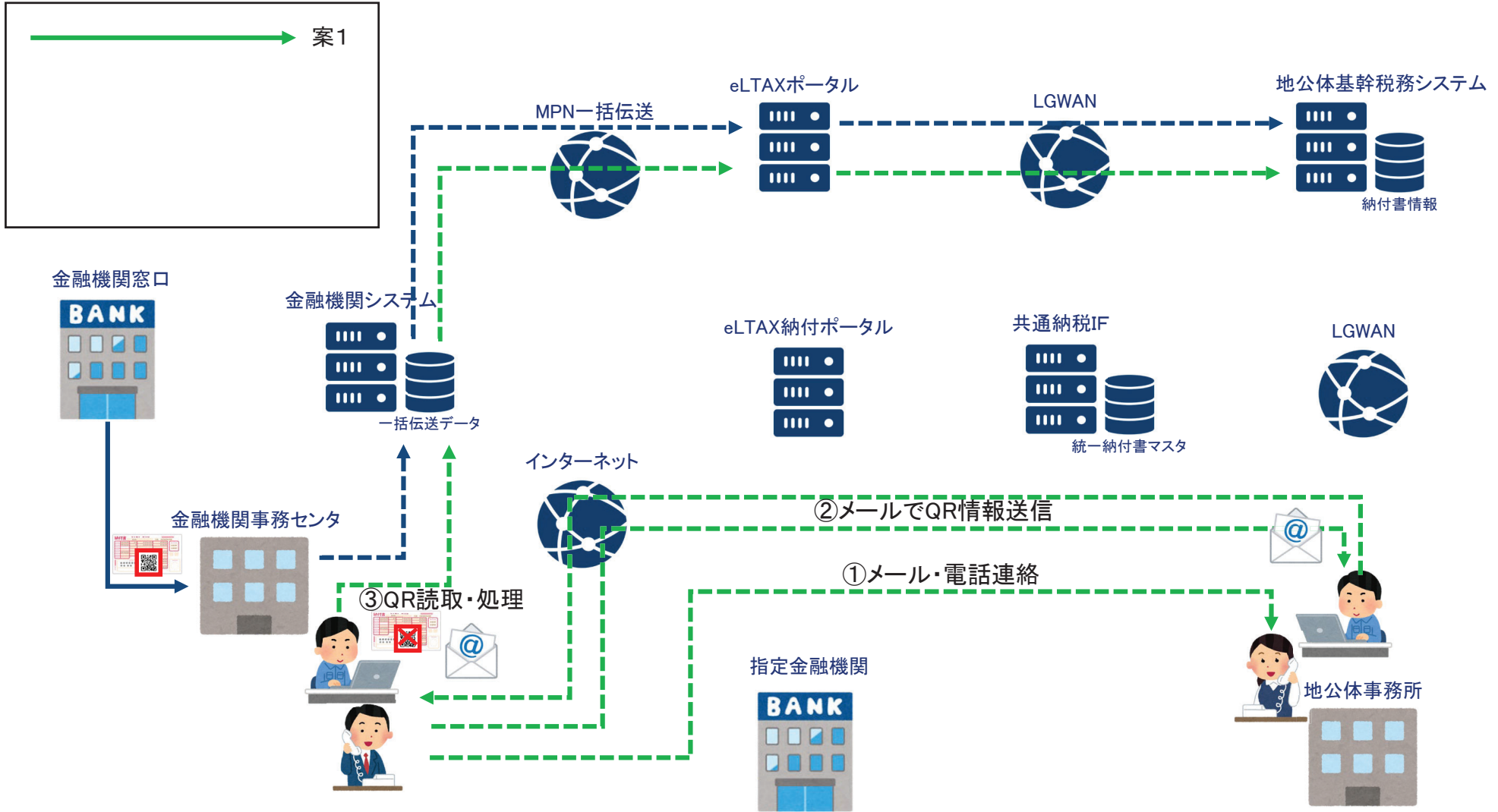
番号	区分	意見	回答
<b>MPN標準帳票の使用</b>			
45	地方団体	<p>・MPN未導入団体がMPN標準帳票準拠の帳票の使用</p> <p>MPN標準帳票の使用にあたっての取りまとめをしていただいているところですが、この帳票を使用するにあたりどこかに改めて申請する必要がありますか。</p> <p>また、この帳票を使用した場合QRコードを付せば全国のエリアで使用ができるかなども詳しくお願いします。</p> <p>ゆうちょ銀行のカク公様式は、ゆうちょ銀行に申請をし許可を得ており、様式に変更が生じる場合は、申請がいるとされていますので、案件特定キーなどのOCR部分を追加するなど様式が一部変更になりゆうちょ銀行の申請が必要になると思っています。</p>	<p>【MPN運営機構】</p> <p>・MPN標準帳票に準拠した帳票を使用いただくことについて、MPN運営機構・推進協議会への申請はご不要です。（当該地方団体様がMPNの収納機関として参加いただいていない状況での様式変更として、各地方団体の任意のご判断で行なうものであり、運営機構・推進協議会として本対応を妨げることはありません。当然ですが、MPN標準帳票そのものを使用できるのはMPNに収納機関登録いただいた地方団体のみです）。</p> <p>・QRコードを付した場合は、MPN標準帳票、MPN標準準拠帳票の別に関係なく、QRコード付与の効果として、全国で使用可能という理解です。</p> <p>【ゆうちょ銀行】地方税統一QRコードに対応したMPN標準帳票、カク公帳票の作成基準をお示しするため、関係者等と調整を開始しています。</p> <p>今後、当行がお示しする基準に基づき、承認申請を提出いただくことを予定しています。</p> <p>QRコード活用検討会での読取りテストの実施方法の整理を踏まえ、具体的な内容を、別途お示ししますので、今しばらくお時間をいただきますようお願いいたします。</p>
<b>MPN一括消込データのセット内容</b>			
46	金融機関	<p>「地方税統一QRコード」に格納できる項目は「払込金額」のみとなり、内容としては「今回納付額合計」となることから、「地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データセット内容について」における、サブファイル：データレコード項番6の収納金額の設定内容で、「納付金+延滞金」とある延滞金には、「督促料」も含まれるとの認識で相違ないか（今回納付額合計として、納付金+延滞金+督促料の合計額が格納されるという理解で相違ないか）。</p>	<p>【MPN運営機構】 ご認識のとおりです。</p> <p>QRコードの項番04-3払込金額（今回納付額合計）の金額を一括消込データのデータレコード項番6収納金額に設定してください。QRコードの払込金額（今回納付額合計）に督促料が含まれているという前提であれば、「納付額+延滞金+督促料」の合計額を設定してください（その名称を問わず、QRコードの項番04-3払込金額に含まれている名目において同様です）。</p>
47	金融機関	<p>「地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データセット内容について」における、サブファイル：データレコード項番6の収納金額の設定内容で、「納付金+延滞金」とある延滞金には、「督促料」も含まれるとの認識でよいか。</p>	
<b>金融機関窓口における地方税統一QRコードの取扱い</b>			
48	金融機関	<p>QRコード付き納付書のQRコード読取りは必ず行わないといけないのか。</p> <p>※営業店でQRコード読取りを行う場合、大量のQRコード付き納付書を営業店に持ち込まれるとQRコード読取りをするよりも済通知書（紙）で処理をした方が事務効率がよい場合がある。</p>	<p>【事務局】 地方税統一QRコードの活用により、金融機関のみならず地方団体の事務負担軽減に資するものと考えています。</p> <p>QRコード破損時などのやむを得ない場合を除き、QRコードを読み取っていただくようお願いいたします。</p>
49	金融機関	<p>営業店でQRコード読取りを行う金融機関の場合、派出窓口には営業店端末がないためQRコード読取りができない。派出窓口で受け付けたQRコード付き納付書は済通知書（紙）で処理をしてもよいか。</p>	
50	金融機関	<p>・「地方税統一QRコード」と「ページー収納用コード」、「バーコード」が併記された納付書も今後現出することが想定されるが、どのコードを読取るかは当該納付書を受け付けた金融機関の「任意」という理解で相違ないか。</p> <p>・営業店窓口でQRコード読取りを行う金融機関の場合、派出窓口には営業店端末がないためQRコード読取りができないことが想定される。この場合、派出窓口で受け付けたQRコード付き納付書は済通（紙）で処理をするほかにないと思われるが、当該理解で相違ないか。</p>	
51	金融機関	<p>・地方税統一QRコード規格に関する検討会における検討の結果、有人店舗を有する金融機関は少なくとも、「窓口」におけるQRコードの読み取りへの対応が求められていると理解している。金融機関においては厳しい経営環境の中、限りある人員を効率的に活用するためデジタル化を推進しているところ、例えば、来店した納税者に対しては、金融機関の営業店に備え付けられた端末やATMを使用して納税者自らがQRコードの読取り・納付操作を行うよう誘導し、原則として有人窓口での対応は行わない（読取りができないなどイレギュラーな対応のみ有人窓口で行う）との取扱いとしても差し支えないとの理解でよいか。</p>	<p>【事務局】 QRコードの読取り方法を含む各金融機関での事務フローについては、それぞれの実情に応じて御検討ください。</p>
52	金融機関	<p>納付金額欄が訂正されている地方税統一QRコードの納入済通知書を受け入れた場合は、受け付けをお断りして、納税者が地方団体に問い合わせしていただくこととしていただきたい。</p>	<p>【事務局】 地方税統一QRコードに格納されている税額の変更はできないことから、御指摘の事案が発生した場合には、記載いただいたとおりの対応で差し支えないと考えます。</p>

番号	区分	意見	回答
<b>帳票の統一化等</b>			
53	ベンダー	第2回資料1の番号33について、令和5年度時点で様式の統一化は困難だと思います。しかし、標準化（令和7年度）の時点で統一される様式を令和5年度課税に間に合うように提示いただければ、同様式を令和5年度から採用できた団体は、標準化のタイミングでの様式変更が不要になり、関係団体でのテストや審査も1回で済ませることができそうです。是非ご検討いただきたいです。	【事務局】 圧着ハガキの納付書については、早期の提示の可否を含め、税務システム標準化の中で検討して参ります。
54	金融機関	MPN標準帳票以外の納付書への地方税統一QRコードの印字位置を可能な限り統一してほしい。 例えば、用紙の右下部等。（後方（貯金事務センター）で地方税統一QRコードを連続して読み取る際、読取位置が限定されれば、処理効率が高くなると考えます。）	【事務局】 MPN標準帳票以外の納付書については、各地方団体の工夫により定められたものであり、その様式も多種多様であることから、統一的な印字位置をお示しすることは難しいと考えております。
<b>スマホアプリ等からのデータ伝送</b>			
55	金融機関	資料1 項番47（スマホアプリ等からのデータ伝送） 事務局からの回答に「二重納付防止のため、来春を目途に公開予定のインターフェース仕様書をもとに、スマホ決済アプリ及びバンキングアプリからeLTAXに対して、当該案件の納付可否を確認する仕様としていただくよう検討をお願いいたします」とあるが、「eLTAXに対して、当該案件の納付可否を確認する仕様」とはどのような想定かご教示いただきたい。（スマホ決済アプリは窓口収納とは違いeLTAXにオンラインで納付可否を確認するという意味でしょうか。）	【地方税共同機構】 ご質問の第2回資料1-項番47の回答趣旨は以下のとおりです。 ・スマホ決済アプリ及びバンキングアプリ等による納付においては納付書が回収されず納税者の手元に残るため、二重納付防止の措置が必須と考えられること。 ・地方税共同機構にて公開予定の納付可否確認のためのインターフェースを活用いただくことによって、スマホ決済アプリ及びバンキングアプリ等において二重納付防止のための固有の機能開発が不要となりアプリ開発・改修の負担軽減が可能と考えられること。 ・上記インターフェースを活用しない場合には、アプリ固有の機能として地方税統一QRコードのデータを蓄積することにより、同一案件の納付を不可とするような制御が必要となると考えられること。 ・これら二重納付防止の措置を取らない場合には、スマホ決済アプリ及びバンキングアプリにおいて同一の納付案件について無限に重複納付が可能となり、地方団体の事務に支障をきたすと考えられること。  以下にeLTAXのインターフェースを利用した納付可否の確認の概要を補足します。 ・賦課税目への共通納税システムの拡大においては、原則※として、地方団体から納付書の発送時にeLTAXに当該納付書のデータがアップロードされる予定です。 ・アップロードされる納付書のデータには、地方税統一QRコードに含まれるデータ項目以外の情報も含める予定であり、「納付可否区分」を設定し、納付済みとなった案件については再度納付されないような制御をする予定です。 ・この「納付可否区分」を確認するためのWebAPIをeLTAXから公開する予定です。スマホ決済アプリ等において地方税統一QRコードを活用して決済を行う際には、QRコードを読み取った際に、各アプリ側からeLTAXに対して当該WebAPIにより納付書のデータ照会をしていただき、「納付可否区分」をeLTAXから各アプリ側に返却する想定です。 ・この際、納付可否区分が納付不可として返却された場合は、各アプリ側で決済処理に進まずにエラーとしていただく想定です。 ※納付書の発送時に納付書の情報をアップロードしない運用（納税者からの依頼を受けてアップロードする運用）もあり得ますが、この場合には納付可否区分の確認は不可能なため、「納付可否区分」は納付可として返却する想定です。
<b>対象税目</b>			
56	金融機関	4税目以外の税目についてのQRコード活用及び公共料金についての拡大を早期に実現していただきたい。	【事務局】 御意見の趣旨については各制度所管省庁とも共有していますが、まずは、地方税の全税目で活用できるような制度改正を検討して参りたいと考えています。
<b>公金検査</b>			
57	金融機関	地方税統一QRコードの公金収納に関する契約は地方税共同機構様と金融機関の間で締結するため、地方公共団体からの公金検査を受けることはない認識でありますが、認識相違はありませんでしょうか。 また、地方税共同機構様が行う公金検査に相当するような検査は予定されていますでしょうか。	【事務局】 各地方団体が地方税共同機構に収納事務を行わせ、地方税共同機構がその事務の一部を金融機関に委託する仕組みを活用することから、各地方団体は地方税共同機構に、地方税共同機構は金融機関に事務の適正な執行を求めることになると考えます。  【地方税共同機構】 現時点において、定例的な検査を行うことは考えていませんが、必要に応じて収納事務の状況を教えていただくことは考えられます。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第2回）への意見・回答

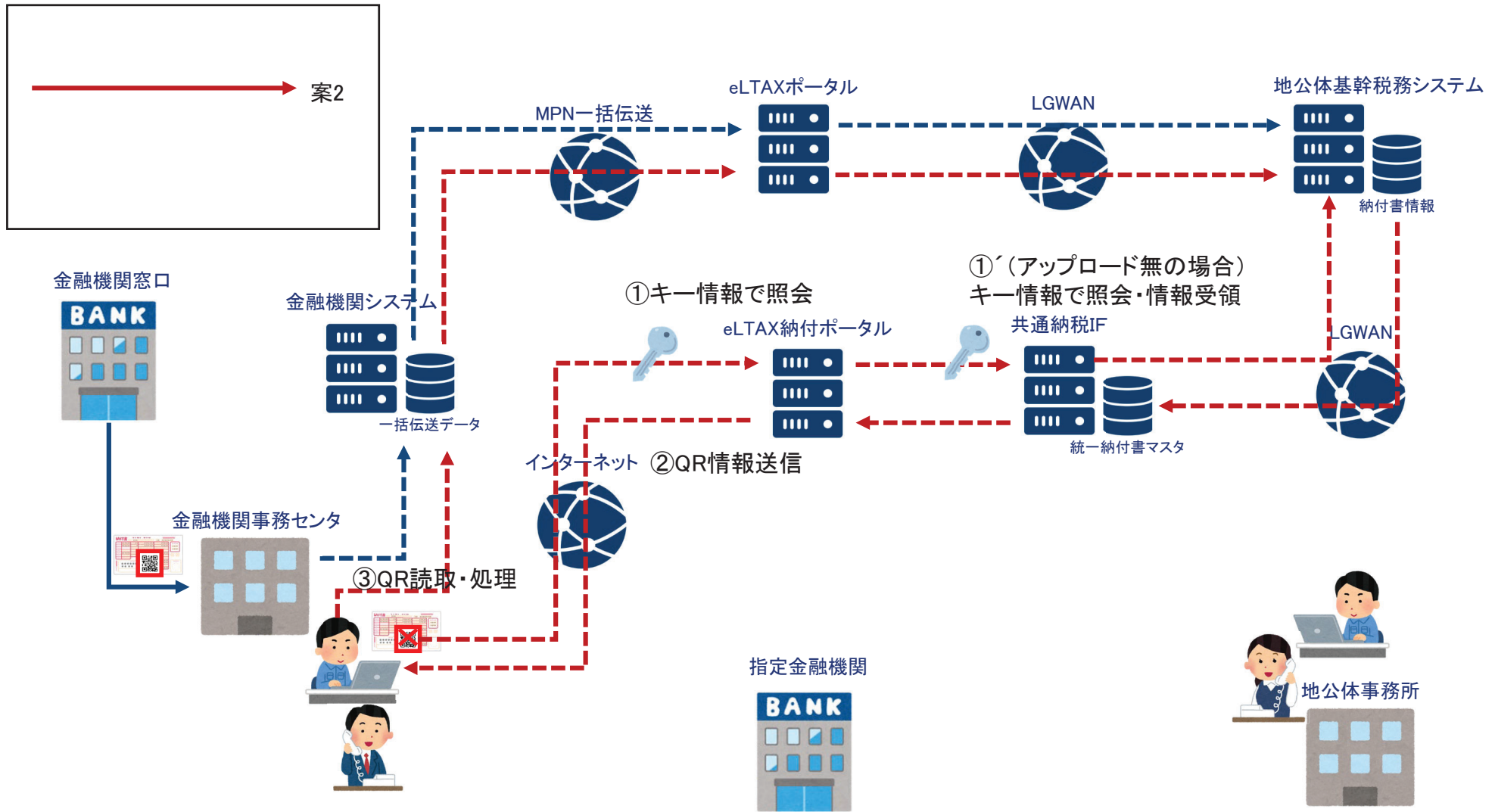
番号	区分	意見	回答
<b>その他</b>			
58	ベンダー	令和5年1月に基幹システムの更改があり、納付書の様式を変更する団体があります。令和5年1月からQRコード対応の納付書を使用して3月末まではQRコード・案件特定キー等を印刷しない運用を予定していますが、問題ないでしょうか。	<b>【事務局】</b> 差し支えありません。
59	ベンダー	納付書の様式を税金・保険料等で統一している団体があります。令和5年4月以降、QRコード対応の納付書にQRコード・案件特定キー等を印刷しなければ、税金以外の科目で使用して問題ないでしょうか。	
60	地方団体	検討会の中で、QRを付けるのであればOCR用データは削除してもよいかというご発言がありましたが、OCR部分は結局のところ収納代理金融機関でしか使用しないはずなので、収納代理金融機関が問題ないのであれば削除しても構わないと考えます。むしろ、OCRが無いほうが金融機関でどちらの方法で処理するかで混乱することが無くなりますので、全国の金融機関でQRでの納付ができるのであればOCRは無くした方がよいのではないかと考えます。	<b>【事務局】</b> QRコード破損の対応等を踏まえ、各地方団体において御判断をお願いいたします。

## QRコード破損等による読取エラー時の処理方法(案)

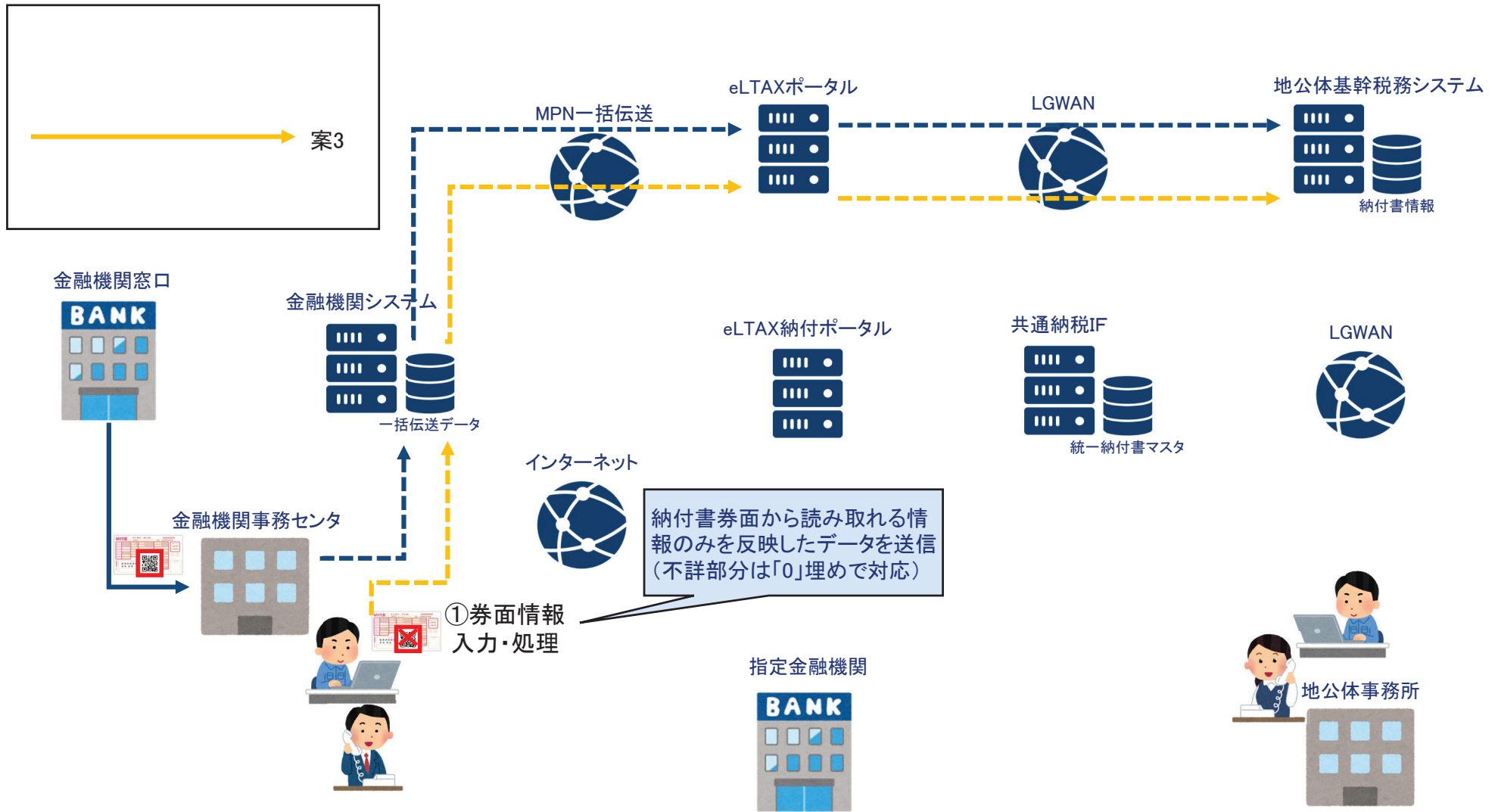


※ 案については、事務センターで処理する場合を前提に想定。営業店窓口において読取を行う場合の運用についても、別途検討を要する(以下同様)。

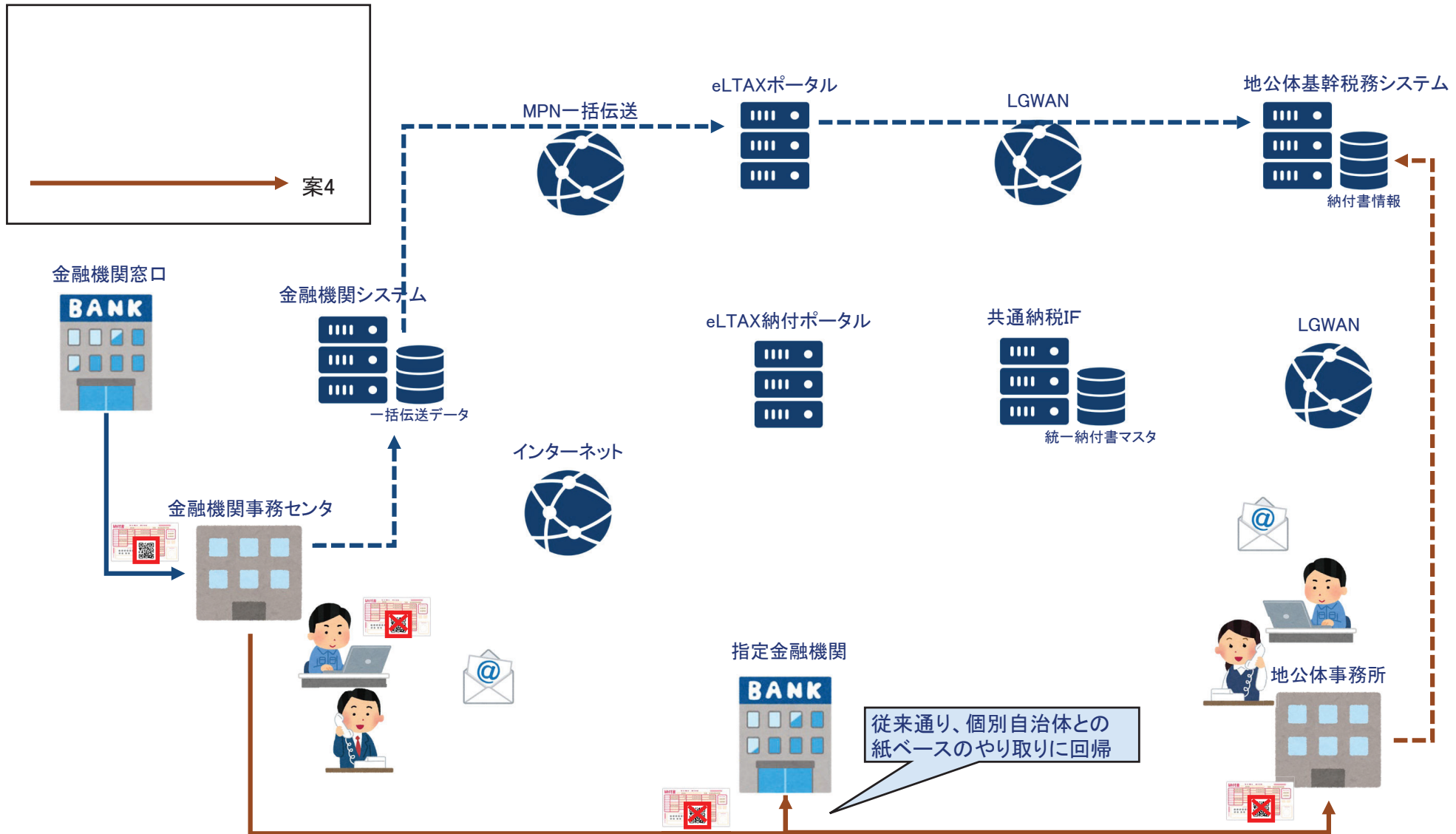
## QRコード破損等による読取エラー時の処理方法(案)



## QRコード破損等による読取エラー時の処理方法(案)



## QRコード破損等による読取エラー時の処理方法(案)



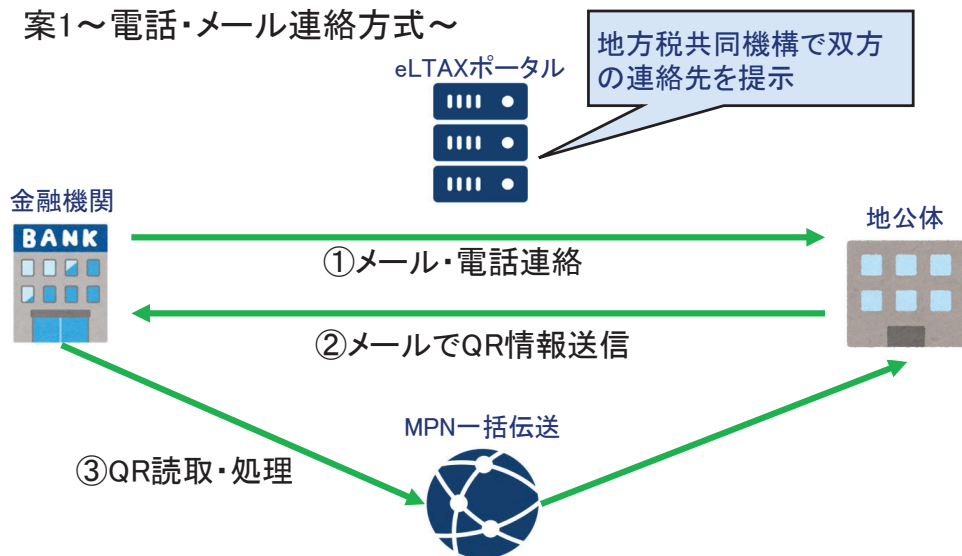


## QRコード破損等による読取エラー時の処理方法 ～各案の概要～

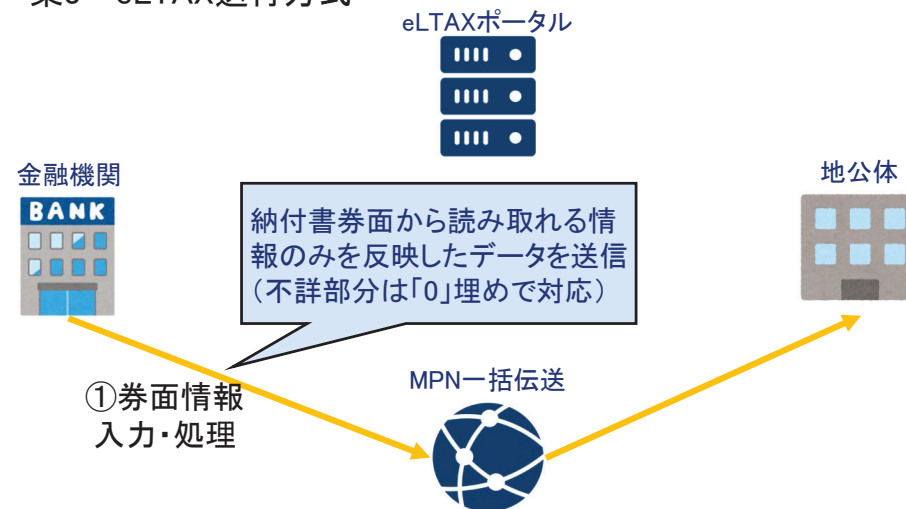
方式	概要
案1 ・ 電話&メール連絡方式 (第2回検討会提示済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納を受付けた金融機関から地方団体に対し、読取不可である納付書の特定に必要な事項を電子メールにて送信の後、電話連絡を行う。                ※電子メールにて伝達する事項: 税目、案件特定キー、確認番号その他納付書特定のために参考となる事項                ※各地方団体の連絡先を各金融機関に共有する仕組みは、別途検討</li> <li>・ 連絡を受けた当該地方団体は、当該読取りが出来ない納付書に係る地方税統一QRコードを生成し、当該金融機関に対し、当該QRコード及び83桁情報(格納情報の項番04-1から04-15)を受信した電子メールに返信するかたちで送付する。</li> <li>・ 金融機関は、受信した情報をもとに一括伝送データを作成し、eLTAXに送信する。</li> </ul>
案2 ・ eLTAX照会・確認方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納を受付けた金融機関からeLTAXに対し、納付書に記載の「案件特定キー」・「確認番号」(キー情報)を送付する。</li> <li>・ 当該キー情報を受領したeLTAXは、これに対応する納付案件を特定する。                ※予め納付情報がアップロードされている場合は即時に案件特定が可能。                ※納付情報がアップロードされていない場合は、eLTAXから地方団体に対し、当該キー情報に対応する納付案件のアップロードを依頼する。</li> <li>・ 納付案件を特定したeLTAXは、当該情報(83桁情報)を金融機関に送付するとともに、当該83桁情報を含むQRコードを生成する                ※QRコードの生成に関しては、汎用的なソフトウェアをeLTAXにおいて準備・配付し、金融機関において必要に応じて生成・納付書に印字するという運用も想定しうる。</li> <li>・ 金融機関は、受信した情報をもとに一括伝送データを作成し、eLTAXに送信する。</li> </ul>
案3 ・ eLTAX送付方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納を受付けた金融機関からeLTAXに対し、納付書に記載の「案件特定キー」・「確認番号」(キー情報)のほか、金額等の納付書券面から確認可能な情報を入力した一括伝送データを作成し送付する。</li> <li>・ 当該情報を受領したeLTAXは、これに対応する納付案件を特定し、地方団体に送付する。</li> </ul>
案4 ・ 既存方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納を受付けた金融機関から、指定金融機関に対し紙の納付書・収納金を送付(既存対応)。                ※収納契約がない先がQRによる納付を受け付けていた場合の対応(収入印紙の貼付要否)は要検討。</li> </ul>

## QRコード破損等による読取エラー時の処理方法 ～各案の比較①～

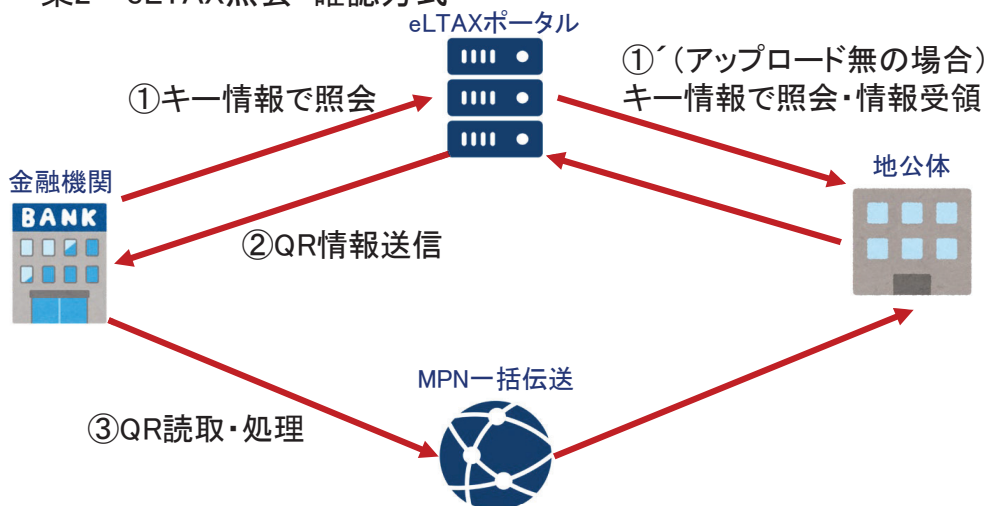
案1～電話・メール連絡方式～



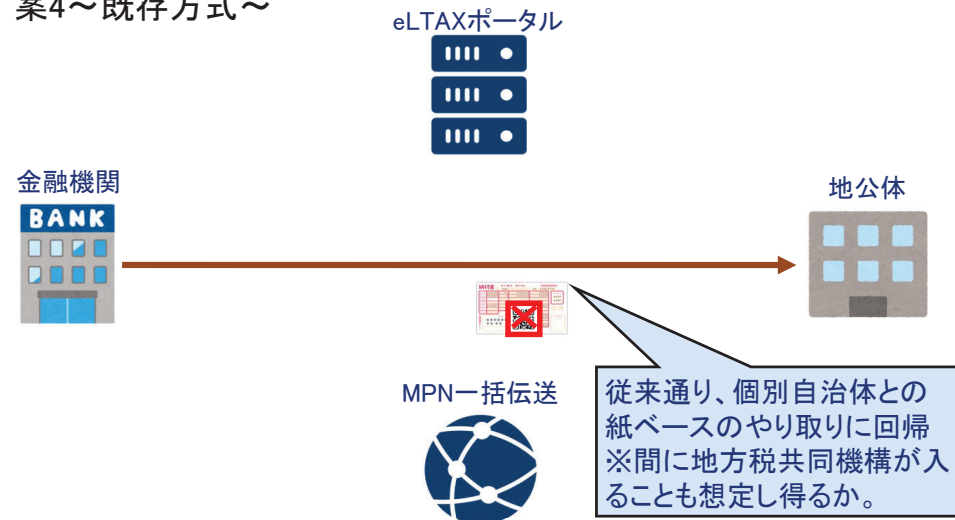
案3～eLTX送付方式～



案2～eLTX照会・確認方式～



案4～既存方式～



## QRコード破損等による読取エラー時の処理方法 ～各案の比較②～

	金融機関		eLTAX(地方税共同機構)		地方公共団体	
案1	<ul style="list-style-type: none"> <li>都度の電話・メール対応が煩雑</li> <li>インターネット回線が必要</li> </ul>	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話・メール連絡網の管理・メンテナンス負荷</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>都度の電話・メール対応が煩雑</li> <li>インターネット回線が必要</li> </ul>	×
案2	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット回線が必要</li> <li>地方団体が選択アップロードを採用している場合、即時に回答がもらえない可能性</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>エラー時対応として、金融機関からの照会、地方団体からの納付情報受領に対応できるよう、追加システム開発が必要(?)</li> </ul>	△ (?)	<ul style="list-style-type: none"> <li>選択アップロードの場合、eLTAXからの依頼にもとづき即時に情報を送付できる体制を整える必要</li> </ul>	△ (?)
案3	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付書券面から読み取れる情報の手入力が煩雑</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オールゼロ」等の情報を受領した場合にも、処理できるよう追加システム開発が必要(?)</li> </ul>	△ (?)	<ul style="list-style-type: none"> <li>エラーが発生した納付書に関しては、通常と違うデータとして受領することとなり、消込処理に影響が出る可能性(?)</li> <li>問題が生じないよう追加システム開発が必要となる可能性(?)</li> </ul>	△ (?)
案4	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定金に済通・資金を送付する対応が煩雑</li> <li>収納契約がない場合、取次ぎの対応を追加的に行う必要 ⇒収入印紙貼付の可否について要検討</li> </ul>	△	<p>(特段の対応なし※) ※金融機関から直接地方団体に済通を送付するのではなく、地方税共同機構がこれを受付けて対応することも想定しうるか</p>	○ (△)	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前と同様、紙を前提とした消込作業を行う必要</li> <li>エラー時対応として改めて紙の送付を受けることから、消込までに時間を要する。</li> </ul>	△

※ 各案の評価については、QRコード破損等による読取エラーの発生頻度・量により変わり得る。  
また、eLTAX(地方税共同機構)・地方団他における負担や評価についてはあくまで想定となる。

## 【参考】QRコード破損等による読取エラー時の処理方法(案)一覧

